

資料1 遠別町国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、遠別町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長をおき、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 遠別町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、遠別町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を召集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、遠別町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 関係機関の連絡先

【指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名 称	所 在 地	電 話
留萌北部森林管理署 北海道開発局留萌開発建設部	天塩町新地通6丁目 留萌市寿町1丁目68番地 (企画課防災対策専門官)	01632-2-1151 0164-42-2311
北海道開発局 留萌開発建設部羽幌道路事務所	羽幌町栄町57	0164-62-2101
北海道開発局 留萌開発建設部羽幌港湾事業所	羽幌町港町4丁目47	0164-62-1141
稚内海上保安部	稚内市開運2丁目2番1号	0162-22-0118
自衛隊旭川地方協力本部	旭川市春光台無番地	0166-51-6060
陸上自衛隊留萌駐屯地	留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地	0164-42-2655
旭川地方气象台	旭川市8条通11丁目2191番地95	0166-23-6006
北海道農政事務所	札幌市中央区北4条西17丁目	011-642-5461

【北海道】

名 称	所 在 地	電 話
留萌支庁	留萌市住之江町2丁目1番地	0164-42-8404
留萌教育局	留萌市住之江町2丁目1番地	0164-42-8398
留萌保健福祉事務所天塩支所	天塩町新栄通7丁目	01632-2-1179
留萌土木現業所遠別出張所	遠別町字本町1丁目	01632-7-2311
天塩警察署	天塩町新栄通9丁目	01632-2-2110

【遠別町】

名 称	所 在 地	電 話
遠別町役場	遠別町字本町3丁目	01632-7-2111
遠別町立国保病院	遠別町字本町1丁目	01632-7-2211
遠別町教育委員会	遠別町字本町4丁目	01632-7-3000

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

名 称	所 在 地	電 話
東日本電信電話株式会社 北海道支店	札幌市中央区北1条西4丁目N T T大通り 西4丁目ビル	011-212-4466
株式会社NTT ⁺ 北海道旭川支店	旭川市2条8丁目	0162-26-2365
北海道電力株式会社天塩営業所	天塩町新地通7丁目	01632-2-1067

遠別郵便局	遠別町字本町 4 丁目	01632-7-2700
沿岸バス株式会社	遠別町字本町 1 丁目	01632-7-2013
遠別土地改良区	遠別町字本町 3 丁目	01632-7-2042
日本赤十字北海道支部遠別文区	遠別町字本町 3 丁目 (生活課内)	01632-7-2111

【消防機関】

名 称	所 在 地	電 話
北留萌消防組合消防署遠別支署	遠別町字本町 1 丁目	01632-7-2119
遠別町消防団	遠別町字本町 4 丁目	01632-7-2119

【公共の団体】

名 称	所 在 地	電 話
オロロン農業協同組合遠別支所	遠別町字本町 3 丁目	01632-7-2511
遠別漁業協同組合	遠別町字本町 3 丁目	01632-7-2235
遠別商工会	遠別町字本町 4 丁目	01632-7-2245
遠別初山別森林組合	遠別町字幸和	01632-7-2412
社会福祉法人遠別町社会福祉協議会	遠別町字本町 4 丁目	01632-7-2275

【近隣市町村】

名 称	所 在 地	電 話
留萌市	留萌市幸町1丁目11番地	0164-42-1801
増毛町	増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地	0164-53-1111
小平町	留萌郡小平町字小平町216番地	0164-56-2111
苫前町	苫前郡苫前町字旭37番地の1	0164-64-2211
羽幌町	苫前郡羽幌町南町1番地の1	0164-62-1211
初山別村	苫前郡初山別村字初山別96-1	0164-67-2211
天塩町	天塩郡天塩町新栄通り8丁目	01632-2-1001
幌延町	天塩郡幌延町宮園町1番地	01632-5-1111

資料4 本町の行政区区分による世帯数及び人口 (平成18年3月末現在)

地区名	世帯数	人口	地区名	世帯数	人口
汐見町	85	188	東野	3	8
錦町	142	335	大成	1	2
1区	157	354	北浜	21	53
2区	128	277	啓明	13	53
3区	195	373	清川1	9	26
4区	57	147	清川2	7	13
5区	149	357	清川3	9	21
緑町	135	306	丸松	18	53
若葉町	73	173	北里	14	80
文光町	67	147	富士見	11	26
幸和	25	70	金浦	1	3
久光1	28	84	旭	5	18
久光2	8	29	歌越1	4	8
中央1	15	46	歌越2	9	16
中央2	3	5	歌越3	4	9
共栄	20	59	合計	1,416	3,339

資料5 平成17年の気象データ

	降水量(mm)	平均気温 ()	最高気温 ()	最低気温 ()	最大風速 (m/s)
1月	89.0	-6.6	4.2	-21.5	16.0
2月	71.0	-7.4	1.6	-23.2	15.0
3月	47.0	-1.8	8.2	-19.5	15.0
4月	39.0	3.6	16.9	-8.5	13.0
5月	80.0	8.3	23.7	-2.6	13.0
6月	69.0	16.0	27.7	6.4	8.0
7月	36.0	18.8	28.8	9.3	7.0
8月	177.0	20.8	30.8	9.0	7.0
9月	116.0	16.1	25.8	5.1	9.0
10月	58.0	11.1	19.8	-0.6	13.0
11月	166.0	3.6	18.6	-6.0	16.0
12月	110.0	-5.8	3.4	-21.8	14.0

資料6 避難施設一覧

【一時避難場所】

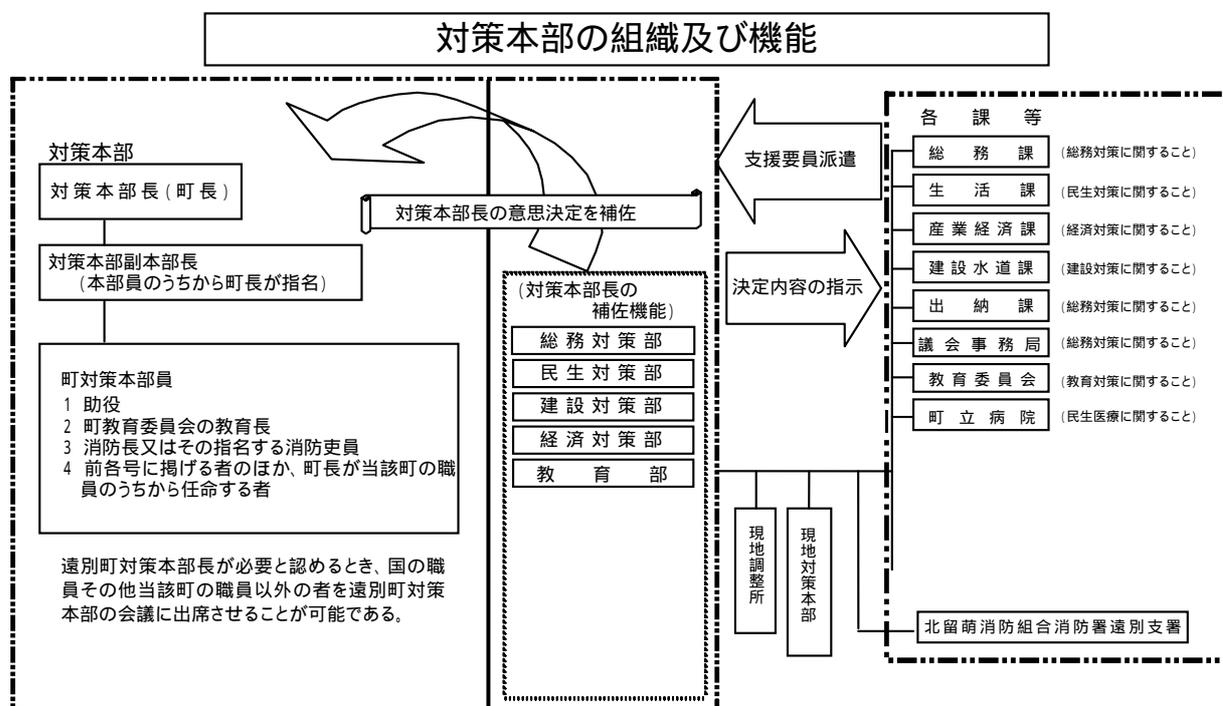
避難場所	所在地	面積㎡
遠別中学校グラウンド	遠別町字幸和	10,800
遠別小学校グラウンド	遠別町字本町5丁目	9,600
旧中央小学校グラウンド	遠別町字中央	6,000
遠別町郷土資料館収蔵庫グラウンド	遠別町字清川	6,000
北海道遠別農業高等学校グラウンド	遠別町字北浜	10,400
遠別町スポーツ公園	遠別町字幸和	31,500
(旧)えんべつふれあいセンター広場	遠別町字歌越	7,200

【収容避難所】

	避難所名	収容可能人員(人)	給食	給水	所在地	電話
1	遠別小学校	2,000	可	可	字本町5丁目	7-2021
2	遠別中学校	1,700	可	可	字幸和	7-2034
3	遠別保育園	200	可	可	字本町5丁目	7-2744
4	遠別幼稚園	100	可	可	字本町1丁目	7-2530
5	遠別農業高等学校	1,700	可	可	字北浜	7-2551
6	スポーツセンター	1,000	可	可	字幸和	7-3299
7	生涯学習センター	1,500	可	可	字本町4丁目	7-3000
8	久光部落会館	250	可	可	字久光	7-3400
9	(旧)中央小学校	500	可	可	字中央	7-2353
10	共栄公民館	50	可	可	字共栄	7-3609
11	啓明婦人ホーム	150	可	可	字啓明	7-3680
12	郷土資料館収蔵庫	500	可	可	字清川	7-3000
13	丸松会館	30	可	可	字丸松	7-3652
14	北里公民館	100	可	可	字北里	7-3667
15	旭公民館	50	可	可	字旭	-
16	(旧)えんべつふれあいセンター	500	可	可	字歌越	7-2353

資料7 町対策本部の組織構成及び機能

【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】



町対策本部の各部、班の事務分掌

部 名	班 名	分 担 業 務
総務対策部	総務班	1 緊急事態連絡室に関する事及び国民保護対策本部に関する事。 2 道対策本部長が決定した方針に基づく各部班に対する具体的な指示に関する事。 3 国民保護措置（住民の避難・警報の発令）に関する事。 4 遠別町国民保護協議会に関する事。 5 災害救助法の適用に関する事。 6 自衛隊の派遣要請及びその調整に関する事。 7 被害記録に関する事。 8 各種団体奉仕者の出動要請に関する事。 9 自主防災組織の育成・強化に関する事。 10 本部の庶務に関する事。 11 輸送に関する事。 12 消防団の出動協力要請に関する事。 13 その他、各部・班に属さないこと。
	情報避	1 被害情報の収集及び報告に関する事。

	難対策班	<ul style="list-style-type: none"> 2 被害対策の諸資料の収集及び作成に関する事。 3 武力攻撃事態等における情報の伝達に関する事。 4 各地区との連絡情報及び避難に関する事。 5 被害状況の集計報告に関する事。
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助法適用の場合の提出書類の作成に関する事。 2 被害対策の予算及び資金に関する事。 3 町有施設の災害対策に関する事。 4 庁内停電時の対策及び本部の事務に必要な施設の整備に関する事。
民生対策部	厚生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、避難所収容住民の管理、連絡に関する事。 2 被災者に対する炊き出しに関する事。 3 日常生活品、食料品等救助物資の調達に関する事。 4 日赤ボランティアの救助活動に関する事。 5 ボランティアの支援及び調整に関する事。 6 災害時要援護者対策に関する事。 7 被災者の生活保護に関する事。 8 義援金品の受付及び配分に関する事。 9 被害納税者の調査、税に関する事 10 被害時における病人及び負傷者の医療に関する事。
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害時の防疫計画の作成及び実施に関する事。 2 被災地の保健衛生業務全般に関する事。 3 被災時の医薬品、その他衛生資材の確保配分に関する事。 4 被害による死体の処理及び埋葬に関する事。 5 被害者の救助計画及び実施に関する事。
建設対策部	技術監視班	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川、その他公共施設の応急措置に関する事。 2 道路の交通不能箇所の調査及び運用路線の決定に関する事。 3 道路、橋梁、河川、その他公共施設の被害調査に関する事。 4 被害地の土木事業の復旧に関する事。 5 飲料水の供給に関する事。 6 水道・下水道施設の復旧に関する事。
	資材班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害地における土木、建築資料の需給計画の作成及び実施に関する事。 2 被害地の被災施設の応急作業に関する事。 3 被災者に対する応急仮設住宅の設置に関する事。 4 被害地の障害物の除去に関する事。
経済対策部	農林班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害時の応急食料等供給計画の作成及び実施に関する事。 2 被害農家の援護対策に関する事。 3 農作物の防疫に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 4 農作物、農業施設の被害調査に関する事。 5 農用地の被害対策に関する事。 6 被害農家の営農指導に関する事。 7 林業の災害融資に関する事。 8 災害用木材の払下げに関する事。 9 農業、林業の被害調査及び関係資機材の調達に関する事。
	商工水産班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害漁家の援護対策に関する事。 2 水産物、漁業施設の被害調査に関する事。 3 商、工業者の災害対策並びに融資の斡旋に関する事。 4 観光客等の避難対策に関する事。
教育部	学校教育・社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の保護計画及びその実施に関する事。 2 被災児童及び生徒に対する教育資材の供与に関する事。 3 被災児童、生徒の防疫並びに給食に関する事。 4 文教施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事。 5 被害時の応急教育に関する事。